貸出機材の利用にあたっての注意事項

1. 貸出の条件

貸出機材を利用される場合は、次の条件がありますのでご注意ください。

- (1)帯広市内在住の方または団体を原則としております。
- (2)地域福祉活動、ボランティア活動、児童青少年の健全育成活動の援助を目的とした利用に限らせて頂きます。
 - *販売行為や企業PRのイベント等の利用など、営利目的またはそれに準ずる利用は、 <u>固くお断りします。</u>

2. 申請手続き

- (1)電話、FAX、電子メールでは、仮予約のみとなります。
- (2)仮予約の申し出後、1週間以内に「貸出機材借用申請書」にて、本予約を行ってください。 *申請書の提出がない場合は、仮予約は取り消されますのでご注意ください。
- (3)利用代金が発生する場合は、利用代金を納めて頂きますと「貸出機材借用許可書」を発行します。

*これにて本予約が成立となります。

(4) 荒天、自然災害等により、利用者(団体)の責に帰せない事由で<u>事業を中止する場合</u>は、 利用代金を返金いたします。

3. 貸出期間

貸出期間は、使用日を含め4日間となります。

*貸出期間中に土日以外の祝日が重なった場合は、貸出期間から除きます。

4. 返却

(1)貸出機材の使用後は、必ず清掃を行ってから返却してください。

特に綿菓子機、ポップコーン機、鉄板焼き台は、汚れがひどくなる為、次に貸出予定の方へ迷惑が掛からないように清掃は十分に行って頂くようお願いいたします。

(2) <u>テントの天幕等は、濡れた状態での返却は遠慮頂いております</u>ので、返却日までに乾かない場合は、連絡をお願いします。

5. 費用負扣

借用期間中に貸出機材の本体及び付属品の紛失や盗難、同機材の破損等が生じた場合 は、実費にて弁償して頂くことがありますのでご了承ください。

ご不明な点は、次の連絡先までお問い合わせください。

連絡先:社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会 地域福祉課

Tel 0155-21-2414